

○長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則

平成8年3月10日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この規則において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この規則において「ひとり親家庭等」とは、児童の父又は母であって次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次の各号のいずれかに該当するものが当該児童を養育する家庭をいう。

- (1) 現に婚姻をしている状況にない者
- (2) 配偶者が規則で定める程度の障害の状況にある者
- (3) 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3カ月）以上明らかでない者
- (4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (5) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (6) その他前各号に準じる者として町長が認める者

(受給資格者)

第3条 医療費等の助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等（児童を監護するその児童の父又は母であって前条第3項各号のいずれかに該当するもの又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において当該児童を養育する当該児童の父母以外の者であって前条同項各号のいずれかに該

当するものをいう。以下同じ。)及びその児童その他父母がないか又は父母が監護しない児童であり、かつ長柄町内に住所を有するものであつて国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親に委託されている者
 - (3) 要綱で定める施設に入所している者
- (支給の制限)

第4条 医療費助成金は受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき(要綱に定める場合を除く。)は支給しない。

- (1) ひとり親家庭の父母等(第2条第3項各号に該当しない養育者を含む。次号において同じ。)の前年の所得(1月から6月に申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。)が要綱で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭等の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、要綱で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、要綱で定める。

(助成の範囲)

第5条 町長は、受給資格者に対し、受給資格者の療養に要する費用の額(国民健康保険法又は社会保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。)か次の各号に規定するものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 別表第1(第5条)に定めるひとり親家庭等医療費等自己負担額

2 町長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局(以下「病院等」という。)で診療・調剤報酬明細書にかかる証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として

支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書 1 件について200円を超えるときは、200円とする。

- 3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

(助成の方法)

第6条 医療費等助成金を受けようとする者が病院等で医療費を受けるときは、要綱で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、病院等に医療保険証及び当該給付申請書を提示するものとする。ただし、病院等の発行した医療費・調剤費領収書により給付申請書中の内容が確認できる場合は、病院等の証明は要しないものとする。

- 2 医療費等助成金を受けようとする者は、病院等からひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄に医療費等の給付にかかった証明を受け、当該給付申請書を町長に提出するものとする。

(届出義務)

第7条 受給資格者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところによりその旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格者の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) 国民健康保険法又は社会保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 受給資格者が第4条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為によって、医療費等助成金を受けた者があるときはその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 長柄町母子家庭医療費給付規則（昭和56年規則第1号）は、これを廃止する。

附 則（平成16年 8 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年11月 1 日規則第13号）

この規則は、令和 2 年11月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 5 条）

階層区分	世帯区分	負担基準額（円）	
		入院1日及び通院1回につき	調剤1回につき
A	市町村民税非課税世帯	0	0
B	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税される世帯であるもの	0	0
C	市町村民税所得割課税世帯	300	0